●香川県告示第205号

平成18年香川県告示第580号(地方自治法施行令の規定に基づく徴収又は収納事務の委託)の一部を次のように改正する。 令和5年8月8日

香川県知事 池 田 豊 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
徴収又は収納事務	委託先	住所	委託の始期	徴収又は収納事務	委託先	住所	委託の始期
略				略			
県営住宅の滞納家賃 及び滞納駐車場使用 料の収納事務	弁護士法人 ライズ綜合 法律事務所	東京都中央区日 本橋三丁目 9番 1号日本橋三丁 目スクエア12階	<u>令和5年7</u> 月21日	県営住宅の滞納家賃 及び滞納駐車場使用 料の収納事務	弁護士法人 ブレインハ ート法律事 務所	東京都千代田区 丸の内三丁目4 番1号新国際ビ ル4階	<u>令和4年7</u> 月21日
略			•	略			